

## 博士論文概要 / 令和4年度修士論文概要

原北, 祥悟  
崇城大学 : 助教

鄭, 修娟  
九州産業大学 : 講師

殷, 爽  
愛媛大学教育学部 : 特定研究員

張, 芸穎  
九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻

<https://hdl.handle.net/2324/7172564>

---

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 23, pp.77-96, 2024-03-18. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

# 日本の校則改廃プロセスに関する一考察

張 芸穎  
(令和5年3月修了)

## 【章構成】

### 序章

1. 問題の所在と研究目的
2. 本研究における方法
3. 先行研究の検討
4. 本研究の構成

### 第1章 生徒参加に関する考察

1. 生徒参加の概念
2. 生徒参加の海外事例

### 第2章 校則見直しの展開

1. 校則をめぐる議論
2. 和白中学校のルールメイキング

### 第3章 校則改廃における生徒参加の実態分析

1. 和白中学校のルールメイキング事例の考察
2. 校則改廃における生徒参加の展開過程における葛藤

### 終章

1. 本研究における成果
2. 本研究における残された課題

## 【概要】

### 序章

2015年に改正公職選挙法が成立され、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられた。これにより、高校生を含めた若者の政治参加が可能となった。しかし、総務省によると、令和4年7月に行われた第26回参議院議員通常選挙では、他の年代と比べて、若年層の投票率は低い水準にとどまっており、その理由について、若年層の政治に対する消極的態度が指摘されている。そこで、学校において、政治的教養を育み、その成果を生かして有権者として政治に参加していくための主権者教育を一層推進することが求められている。

一方、内閣府(2018)「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」によれば、日本の若者は政策決定に参加する意欲は低い、専門家だけで政策や制度を決めるのではなく、自分たちの意見も聞くべきだと思っている。その要因の一つは、若者自身の参加が共同体の意思決定に影響を与え得ないと認識しているからである。したがって、自身の参加による共同体の意思決定を経験することは、主権者教育を一層推進していくうえで重要といえる。そこで、共

同体の意思決定へ参加することを経験する具体的な取り組みに関して、総務省と文部科学省は、日常行動に繋げて学校生活のあらゆる側面から、より一層「具体的かつ実践的な指導」を行い、国家・社会の形成に主体的に参加していくことが必要であると提示している。

生徒が学校教育活動に意思を反映させることは、生徒参加にとって不可欠である。『教育法学辞典』では、生徒参加の形式について「授業参加」、「学校行事参加」、「校則(生徒心得)決定参加」など多様な活動があると記載されている。校則など、身近な学校生活の中で納得できないことがあった際、自身の参加によってその内容の決定がなされる機会を保障することは、主権者意識の醸成という点で重要であり、児童生徒の民主主義に関する経験を形作り、社会への信頼感や効力感、参加意欲の形成に一定の影響を持つ。そのため、本研究は「校則(生徒心得)決定参加」という形式を取り上げる。

以上を踏まえ、本研究は、生徒参加に関する先行研究の知見をもとに、主権者教育を推進する観点から、校則改廃における生徒参加を考察することを目的とする。研究方法については、まず、校則改廃および生徒参加に関する先行研究を整理し、校則改廃の背景と実施状況、生徒参加の理論基盤と課題などの状況を示した。また、生徒参加の具体例として和白中学校のルールメイキングを取り上げ、同校の校則改廃プロセスを明らかにするため、訪問調査を行った。そして、事例分析を通して、校則改廃における生徒参加の在り方についての検討を試みることにした。

### 第1章 生徒参加に関する考察

第1章では、生徒参加に関する理論的展開を概観し、それに基づき韓国と中国における生徒参加の状況について考察し、実際の取り組みと課題を探究した。韓国と中国は日本の近隣国であり、文化背景も類似しているため、この2国における生徒参加の展開背景と状況について考察することにより、具体的な取り組みの示唆を得ることができると考える。

これまで生徒参加を対象として扱った研究は、主

に子どもの権利を保障する視点から、1989年、国連で「子どもの権利条約」が採択され、子どもの参加の権利が強調されるようになった。それを受け、ロジャー・ハート（1997）は子どもの参加を8段階に分ける「参画の梯子」という概念を提示している。第1段階では、大人が自分の言いたいことを子どもの声で言わせ、子どもは主体的に参画しているように偽装される。第2段階では、大人が管理する企画に子どもが「お飾り」として参画させられる。第3段階では、子どもが形式的に参画させられ、意見が十分に反映されない。第4段階では、大人が組織する企画に、子どもは情報を与えられ、意義を理解したうえで役を務める。第5段階では、大人が子どもに情報を共有させられ、子どもが相談される。第6段階では、大人と子どもとともに意思決定に参画するが、大人が主導する。第7段階では、子どもは大人の指導を受け、企画を組織する。第8段階では、子どもの主導によって、大人は子どもとともに意思決定に参画する。最初の3段階は子どもの実質的な参加がない非参加段階であり、第4段階以降第8段階までは真の参加である。また、高い段階に行くほど、参加の程度が深くなり、子どもにより高い程度の自主性が求められる。

ハート（1997）は、子どもの参加段階において何より重要なことは、子ども自身が参加に対する事実の理解に基づき、参加の可否の意思決定と、参加する場合には自分の役割を自ら決めることとする。よって、必ず高い段階が望ましいとは言えず、状況に適切な選択をすることがより重要である（新谷、2002）。「参画の梯子」の観点から生徒参加の事例を見ると、生徒が意思決定の過程にどのような役割で参加しているのか把握することができる。

以上を踏まえ、韓国の校則改廃における生徒参加の展開を考察する。2000年代に韓国の中学校・高校の生徒たちは「No cut !」というスローガンを掲げ、頭髪規制廃止を求めた結果、教育部で「学校別討論会を開き頭髪規定に対する生徒たちの意見を反映すること」を16市・道教育庁に指示した。しかし、この時点で、生徒は校則改廃に参加することはほぼなかった。2012年に、初・中等教育法施行令が改訂され、学校規則を作成・改正する時には生徒、保護者、教員の意見を聞かなければならないようになっている。これは学校規則の記載事項の中で生徒たちの生活と密接に関連している事項（学校生活規則）に対

しては学校長に生徒たちの実質的参加権を保障するよう義務化していることを意味している。また、学校の構成員が学則の作成・改正に参加できる方案を提示した資料である学則運営マニュアルは、学則の改正における生徒参加の方案として、「学級会議および生徒総会で意見提示」、「アンケート調査、ステッカー貼り付け」、「討論会で意見収集を通して改正案作成」などの活動が提案されている。このような活動を通して、生徒が学校運営に参加することができ、シティズンシップ教育も大きく前進するようになった。

一方で、中国では、改革開放の推進に伴い、民治思想が広がっている。教育理念にも影響が及ぼされ、伝統的な学校行政・管理方式を変え、生徒の権利を尊重して保護する民主化管理方式への転換が求められてきた。さらに、政治参加意識を育てるため、生徒が校内において意思決定や管理に積極的に参加できるように要求されている。しかし、このように生徒が校内の意思決定や管理に参加することは主に大学で行われ、初等・中等教育の段階においては極めて少数である。また、中国においても校則問題があるが、大学でさえ日本や韓国のように見直す動きが見られていない状況であり、校則改廃において生徒が参加することはさらに極めて少ないといえる。

「参画の梯子」の視点から韓国と中国を見ると、韓国は学級会議、アンケート調査、討論会など、真の参加に該当する取り組みがあるが、中国の初等・中等教育の段階にはほぼ見られず、生徒参加が「操り参画」や「お飾り参画」など非参加の段階にとどまっている。

## 第2章 校則見直しの展開

本章では、校則が問題になった背景を整理したうえで、日本全国での校則見直しの実施概況を考察する。また、和白中学校のルールメイキング事例を取り上げ、校則見直しの実施の全過程を示す。以上を通し、校則見直しがどのようになされているのか、生徒はどのような役割を持っているのか明らかにした。

校則問題の検討にあたり、まず「校則」とは何か、整理する必要がある。以下では北川（1989）の整理した様々な学説から、三点を挙げる。①「『生徒心得』に代表される生徒の生活指導に関するきまりを狭義の『校則』と呼ぶとする説、②「成文化された規則」で、「生徒を直接拘束」し、かつ「全生徒を継続的に拘束」し、かつ「生徒の生活を具体的に規制する

もの」であるとする説、③「各学校で生徒の生活、行動を直接かつ継続的に規制する生活指導上のきまり」とする説。この三点からわかることは、校則は生徒の生活を規制するものである。この背景として、1980年代に問題となった校内暴力に対応するため、厳しすぎる校則をはじめ、いわゆる「管理主義教育」が全国的になされた。そうした校則の是非をめぐり、児童生徒の一般人権や教育を受ける権利を侵害しているという視点からの批判が多数ある（坂本、1987）。しかし、校則をめぐる批判や指摘は多くあるが、一律に校則を否定し、校則をなくしてよいという結論には至っていない。校則は生徒の規則の意義に対する理解を伴った自覚を促し、生徒の「規律の精神」を育む教育的意義を有しているため、1988年に文部省が「校則の見直し」を指示することにより、各地域で教育委員会主導の校則改正が始まった。

当時、「子どもの権利条約」の影響を受け、校則改廃にも生徒の意見を聴取しなければならないという主張がある（坂本1987、北川1989）が、校則問題は解決されなかった。その理由の一つとして、児童生徒を権利主体と認識していなかったと考えられる。一方、児童生徒も権利主体であるという認識が広がりつつ、現在進んでいる生徒参加による校則の見直しが、生徒主体の学校へ転換するための契機になると期待されている（松田、2022）。

次に生徒参加による校則見直しの具体例として和自中学校のルールメイキングを整理した。ルールメイキングは、生徒を計画と実施の主体にさせることを通じ、校則の制定背景と意義について生徒により深く理解させようとするものである。また、この活動が終わって新校則が全校へ周知された後でも、学級活動や生徒総会などの全校生徒による話し合いを通して、新校則の適用及び次に見直したい校則に関して討論や活動を絶えずに行っていた。このように、和自中学校は、校則改廃の準備から実施までの全段階が明瞭で、さらに新校則の適用状況について把握することもできる。したがって、和自中学校の事例は、本研究が究明したい「校則改廃プロセス」に該当していると考え、取り上げる。

ルールメイキングの大まかな流れは、以下の【表1】に示す通りである。

活動の全体設計と校則検討委員会の設立は教職員が行ったが、教職員はすべての活動を主導したのではなく、表に示されている具体的な取り組みの実施

【表1】ルールメイキングの概略

0) 組織形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校則検討委員会の構成員を決める</li> <li>● 校則検討委員会の目的を明らかにする</li> </ul>
1) 宣言の考案	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生徒自らなりたい生徒像、ありたい学校像を考え、「ルールメイキング和白宣言」を考案する</li> </ul>
2) 校則の基本認識形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校則に関する基本認識を形成する</li> <li>● 宣言を達成する校則を考える</li> </ul>
3) 見直す校則の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校則の各項目を点検する</li> <li>● 見直してほしい校則について全校生徒の意見を募集する</li> </ul>
4) 見直す校則の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宣言を基準とし、見直す校則を選定して提案する</li> </ul>
5) 新校則の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提案を全校に発表する、審議を行う</li> <li>● 今後の取組を確認する</li> <li>● 保護者へアンケートを配付する</li> </ul>
6) 運用に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生徒の提案・保護者アンケートのもとに、検討を行う</li> <li>● 新校則を全校、保護者、地域に周知する</li> </ul>
7) 新校則実施と振り返り	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新校則の運用を開始する</li> <li>● 活動全体を振り返り</li> </ul>

や日々の議論では、教職員はサポーターの役割だけを果たし、主人公は生徒であった。とりわけ校則をめぐる意見の聴取と集約、全校生徒への周知などの段階において、生徒主体で進める場面が多かった。また、和自中学校は「参加する権利を行使する校則」と「求める校則の姿」を基準として校則の各項目を点検することや、学級に1つの項目を割り当てて提言に上がった事柄を重視したい順で順位付ける学級活動など、全校生徒の声を重視したいという思いが見えた。コロナ禍の影響もあり、十分にはできない面があったが、そうした制約下でもオンライン会議などを通して、全校生徒の意見を可能な限り取り入れようとしていた。

以上、和自中学校のルールメイキングは、校則の

見直し自体に加え、そのプロセスを通じた生徒の学びや成長を重視していた。

### 第3章 校則改廃における生徒参加の実態分析

本章では、校則改廃における生徒参加の実態について考察を行う。まずは「参画の梯子」概念に基づいて、前章で紹介した和白中学校の事例分析を行い、分析の結果を踏まえ、校則の適用過程における問題を検討する。

前述したように、ハート（1997）の「参画の梯子」は子どもの事実に参加の有無に基づいて、非参加段階と真の参加段階に分けている。非参加が真の参加となるための必要条件として、子どもが、活動の主旨を理解する上で、誰が、なぜ、自分の役割に関する決定をしたのかを知っており、有意義な役割を持ち、さらに子ども自ら「参画」するかしないかを決めることがあげられている。

したがって、和白中学校の事例を分析するには、生徒主体から観察し、果たしている役割に注目しなければならない。ルールメイキングの大きな枠組みは教師が作っており、生徒は教師が作成した資料について学び、与えられた役割を担当しており、異なる立場上で異なる程度の参加をしている。そのため、生徒の立ち位置に従い該当する段階を探る。

①生徒会役員や学級代表などの地位である生徒は、例えば、生徒会役員は教師の指導のもとにスローガンを作成し、アンケート調査を実施することなどの役を務めているので、「大人が組織する企画に、子どもは情報を与えられ、意義を理解したうえで役を務める」の第4段階に該当している。また、活動が実施する中、例えば「和中の合言葉」づくりにおいて、意見を表明し、検討過程へ参加した生徒は、「大人が子どもに情報を共有させられ、子どもが相談される」という第5段階に属している。②一方、生徒代表でない普通生徒の中に、生徒代表ではないが校則の検討に積極的な姿勢をとった生徒は、「大人が子どもに情報を共有させられ、子どもが相談される」の第5段階に該当している。しかし、校則見直しに興味がなく、討論にポジティブな参加をした生徒は、「大人が管理する企画に子どもが「お飾り」として参画させられる」という第2段階に属している。

以上を踏まえ、生徒参加には、児童生徒の主体的な意思をもって、自発的に参加することが重要であり、大人は「子どもを参加させる」ことを避けな

ればならない。

### 終章

本研究の成果について、まず主権者教育を推進する観点から、校則改廃について最新の動向を整理し、生徒が校則改廃に参加する必要性を示した。また、ロジャー・ハートの「参画の梯子」の概念に基づき、校則改廃における生徒の参加の程度は、生徒の立ち位置によって異なっていることと、より多くの生徒が参加できるような取り組みを示した。

残された課題として、以下の2点を挙げる。まず、「参画の梯子」概念に関して、日本においてより高い段階の様相と、それを実現するにはどのような努力が必要なのかについて研究が必要であると考え。また、日本国内の他の学校との比較を行う必要がある。本研究で取り上げた和白中学校の事例は、学校自ら行った校則見直しであり、校外との関わりが欠けている。NPOカタリバの「ルールメイキングプロジェクト」のような活動は、教員と生徒という二者だけでなく、外部からのサポーターも活動に入っている。これは、多角的な視点から校則の内容を検討する上では有益であるが、一方でサポーターの導入が必ず良いとは言えない。サポーター導入の有無を比較することから、生徒参加における大人と子ども関係のバランスをとる方法を検討することが可能であると考えられる。

### 【主要参考文献】

- ・北川邦一（1989）「生徒規則（校則）の検討—その規定内容、規範育成状況、指導過程の諸問題—」『教育行財政研究』16巻
- ・坂本秀夫（1987）『生徒規則マニュアル』ぎょうせい
- ・新谷周平（2002）「行政における子ども・若者の参画プロセス—大人—子ども関係の葛藤と実質化の局面—」『生涯学習・社会教育学研究』第27号
- ・Hart,R.A.(1997)“CHILDREN PARTICIPATION: The Theory and Practice of Involving Young Citizens in Community Development and Environmental Care”,UNISEF&Earth scan Publications Ltd.
- ・ロジャー・ハート著；IPA日本支部訳（2000）『子どもの参画：コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際』萌文社
- ・松田洋介（2022）「子どもの自治と校則—全生研の管理主義教育批判と集団づくり構想—」『だれが校則を決めるのか 民主主義と学校』岩波書店